

## 第8回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月22日(木) 午前9時30分から10時26分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	5番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9番	西田	三郎			
農業委員	1番	古市	道則	2番	中里	安男
	3番	池亀	昭次	4番	牛野	進一郎
	6番	小山	重和	7番	河野	律雄
	8番	寺田	誠	10番	西田	暁
	11番	高田	照美			

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	片板	大作	ロ.	柳田	和則
ハ.	小脇	浩一	ニ.	雨田	俊孝

### 4. 欠席委員

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

ホ.	中島	一三	ヘ.	小山	幸良
ト.	中峯	哲義	チ.	高田	正一

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成21年度第8号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第8号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

承認第1号 平成30年度南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料  
情報（案）について

承認第2号 農地法第3条許可の別段面積（下限面積）について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗  
農地振興係長 河野 彰子  
農地振興係主任 日高 隆一郎  
【総合農政課 農業再生対策係長 鮫島 幸紀】

## 7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。  
（農地利用最適化推進委員のうち）中畠 一三 推進委員、小山 幸良 推  
進委員、中峯 哲義 推進委員、高田 正一 推進委員が欠席であります。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立  
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第8回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。  
（「はい。」の声あり。）

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 6番、小  
山 重和 委員。7番、河野 律雄 委員を指名します。

議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第  
1項の規定による平成21年度第8号農用地利用集積計画の一部変更に対  
する意見決定について、外1件を議題にします。

議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。河野係長。  
事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更（賃借権2件）について承  
認を求めるものでございます。

資料は3ページをお開きください。

1段目は、平成21年11月27日 公告、平成21年12月2日から平成31  
年12月1日までの10年間設定期間で、平成30年2月16日 合意解約、畑 ●●㎡。

2段目は、平成27年3月31日 公告、平成27年4月1日から平成32  
年3月31日までの5年間設定期間で、平成29年8月31日 合意解約、畑  
●●㎡、の案件であります。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。  
整理番号1番から説明いたします。

整理番号1番。利用権設定をする者は、埼玉県幸手市〇〇××番<sup>きってし</sup> Aで、  
利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Bです。

土地の所在は、〇〇字△△××番、登記・現況地目は、畑で●●㎡、平成30年2月16日付けで借りる側の自己都合による合意解約の申し出によるものでございます。

整理番号2番。利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 Cで、  
利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Dです。

土地の所在は、〇〇字△△××番、登記・現況地目は、畑で●●㎡、平成29年8月31日付けで農地中間管理事業への載せ替えによる合意解約の申し出によるものでございます。

利用権設定をする者 2人、利用権設定を受ける者 2人、全体で畑2筆、面積●●㎡となります。

個別の資料については5ページから添付してありますので、お目通しをお願いします。

以上、1号議案について承認を求めるものであります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第8号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

議長 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年3月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権5件・使用貸借権1件)を定めたいので、承認を求めます。

資料は9ページをご覧ください。

公告日は平成30年3月30日で、上段が、期間の始期を平成30年4月1日から終期が平成33年3月31日の3年間存続で、畑●●㎡の1件です。

中段が、期間の始期を平成30年4月1日から終期が平成35年3月31日の5年間存続で、田●●㎡、畑●●㎡の4件です。

下段が、期間の始期を平成 30 年 4 月 1 日から終期が平成 40 年 3 月 31 日の 10 年間存続で、畑 ●●㎡ の 1 件です。

10 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 1 番。利用権設定をする者が、南種子町○○××番地 E。

利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 F です。

土地の所在は、○○字△△××番、畑 1 筆、合計 ●●㎡。

さとうきび作付けで賃借料 ○○円。3 年間の再設定です。

整理番号 2 番から 5 番については、5 年間設定です。内容については、お目通しをお願いいたします。

整理番号 6 番が使用貸借権になります。

利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 G。

利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 H です。

土地の所在は、○○字△△××番 外 2 筆、畑、合計 ●●㎡ です。

牧草作付けで 10 年間の再設定になります。

個別の資料については 12 ページから添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2 号議案について承認を求めるものでございます。

よろしくをお願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり。)

議 長 はい、河野委員。

7 番委員 6 番目の G さんの設定内容についてですが、賃借料が入っていません。

事務局 はい、G さんと H さんの分については、使用貸借権ということになりますので、賃借料については、設定上発生しません。

議 長 よろしいですか。

7 番委員 はい。

議 長 ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）につい

事務局

て、譲渡人・I、譲受人・J、外1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。  
17ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番 I。譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。譲受人が、南種子町〇〇××番地 L です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、交換及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は25ページから添付しています。

以上、2件につきましては、3月12日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員

整理番号1番についてですが、譲受人の Jさんと譲渡人の Iさんは、甥と伯母の関係で、今回所有権移転をして経営拡大をしたいということでございます。この土地は△△地区でございます。申請地では園芸をやりませんが、作付けなど本人も頑張ると思いますので、検討方よろしく願います。

議長

整理番号2番、高田委員。

11番委員

整理番号2番の譲渡人の Kさんと譲受人の Lさんは、今回交換による取得ということでの申請でございます。Lさんが、平成26年に住宅を建築するというので、その段階でそれ以前に宅地を探しておりまして、それで申請地に肥料を撒いたりということで、Kさんとの商談がまとまりまして、農地の交換で農地を取得したということでございます。

住宅を建築する段階で、農地の分まで所有権移転をすれば良かったんですが、まあ所有権移転を忘れていたということで、今回この申請となったようでございます。先ほど事務局から詳しい説明があったとおり、3条許

可の要件に該当すると思しますので、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・Mを議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。31ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、熊本県宇土市〇〇××番地のM。

土地の所在は、〇〇字△△××番。農地台帳上の登記・現況地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成10年以前です。

現況といたしまして、『申請地は、平成10年以前より耕作をしておらず、低木類の生い茂った状態であり現在に至っております。』とのことです。

参考資料は32ページから添付していますので、お目通しをお願いいたします。

以上、1件の内容につきましては、3月12日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 三郎 委員。

9番委員 ご説明申し上げます。現地は△△集落内に位置しておりまして、当該地の右左には専用住宅、前面が△△線の道路に面しておりまして、その前に〇〇アパートがあります。以上の位置関係になります。

土地は申請してありまして、20年以上耕作されていない。地権者は熊本在住でございますから、農地として利用されることは今後もないと思われまので、申請については、〇〇事務所を通じて申請がされている関係で、〇〇事務所に聞き取りをしたのですが、現況がそういうことなので、非農地としての証明をお願いしたいという程度の説明しか受けられませんでした。

ただ、現況を見て農地としての認定は難しいかなという判断をしたところでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
議 長 「異議なし。」の声あり

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しないことの判断について、対象者・N 外5件 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第5号の説明をお願いいたします。日高主任。  
資料35ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 N。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 畑、地積は ●●㎡、外5件の5筆で、地積合計が、●●㎡ になります。

この6筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、すでに山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

3月12日の現地調査において、会長、高田農地部長・牛野委員・小山委員・西田三郎委員・中峯推進委員・柳田推進委員・職員4人で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 質疑ありませんか。  
議 長 「異議なし。」の声あり

議長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、申請人・L を議題にします。

それでは事務局より、議案第6号の説明をお願いいたします。総合農政課 鮫島係長。

農業再生対策係長 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号は、農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求めるもの  
あります。

資料は41ページからになります。

今回の変更は、用途区分変更が1件であります。申請者はLさんであ  
りまして、変更しようとする土地については、大字〇〇字△△××番のうち  
の●●アールであります。

変更後の用途については、農業用施設用地であります。詳細につきまし  
ては、資料44ページから49ページまで添付してありますので、お目通し  
をお願いいたします。

簡単ではありますが以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定する  
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案ど  
おり決定いたします。議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議長 承認第1号 平成30年度南種子町標準農作業料金(案)及び農地賃借  
料情報(案)について、を議題とします。

それでは、事務局より承認第1号の説明をお願いします、局長。

事務局 私のほうから説明させていただきます。承認ということでございます。

まずは作業料金の検討会の今までの経過報告と今後の流れについて、説  
明をさせていただきます。

平成29年12月18日に南種子町農林業技術指導者連絡協議会へ情報収  
集をお願いしております。平成30年1月31日に南種子町・中種子町・種  
子島農業公社合同検討会を開催したところであります。南種子町・中種子  
町大型農業機械組織代表者、南種子町・中種子町ハーベスタ利用組合代  
表者、中種子・南種子水稻作業受託者協議会代表者、種子島農業公社及び行  
政機関であります。

平成30年2月19日におきまして、南種子町農林業技術指導者連絡協議  
会で経過報告を行っております。

それを受けまして、平成30年3月15日、農業委員会が諮問、付託をし  
ている、南種子町標準小作料・標準農作業料金検討会を開催いたしました。

本日の農業委員会総会におきまして、承認をいただき、町広報紙の折り  
込み全戸配布、町ホームページ掲載という流れになっていきます。



事務局

それでは、平成 30 年度 南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報（案）について、説明をさせていただきます。

別紙資料を配布してございます。A 3 サイズの資料をお目通しいただきたいと思います。

農業委員会がこの価格を示しますけれども、皆さんご承知のように、参考として示しております。

昨年度とここまでの協議の結果で変わった部分ですけれども、赤色の字でお示しをいたしております。

まず左上が「平成 30 年度」になります。それから昨年 10 月 1 日に労働基準監督署より鹿児島県の最低賃金について 1 時間当たりの時間給が改定されましたので、摘要欄「時給 737 円」になります。それで 8 時間換算をして、「5,896 円」ということです。

それから、「さつまいも」の「収穫」の金額欄「6,480 円」、摘要欄「つる切のみ 3,240 円・掘取寄せ 3,240 円」、消費税込みの価格に変更したところがあります。

それから「水稻」ですけれども、「育苗苗」が 1 箱当たり「702 円」ということで、ここにつきましても、県下の相場とか、ここ何年間か上がっていなかったということで、若干値上げしております。

それから「牧草」のほうですけれども、毎年懸案事項になっておりました、一貫作業というところになります、「収穫一貫作業」としておりましたところを、「ロール・ラップ作業」ということで、変更したところです。

ここにつきましては、摘要欄のほうで、「ひも代・ラップ代含む。」、これは当然含んでいるので、この文言を消しております。それで、径の 1m としておりましたところを、「径 120 cm 未満」ということで、変更をしております。今までは「3,240 円」としていたところを、「2,160 円」に変更したところです。

それから、1 番下の「農地賃借料情報」（案）ですけれども、「平成 29 年度」を「平成 30 年度」に、続いて枠外 2 行目、※欄の「平成 28 年度」を「平成 29 年度」に、変更したところでございます。

今年度の資料の色でございまして、順番は決まっております、「橙色」ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長  
議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長  
9 番委員

はい、西田 三郎 委員。

農作業賃金が、「5,896 円」ということになってはいますが、これが 1 つの基準になっていくとすると、実勢の賃金としては、これでは安いだろう

と思いますが、その辺の理解はどんなふうにすればよろしいのでしょうか。

議 長  
事 務 局

はい、局長。

はい、労働基準監督署が出しているのは、鹿児島県の最低賃金ですけど、あくまでも最低賃金ということで、毎年出ております。実際の南種子町、中種子町、西之表市ですけども、先ほどの作業料金は、これは聞き取りですけど、それより高いです。

あくまでも基準として、労働基準監督署が毎年最低賃金を示しますので、これより下がることはない、参考にしてくださいということでお示しをしているところです。以上です。

議 長  
9 番委員

西田 三郎 委員。よろしいでしょうか。

はい。現実にはこれを盾にとって、これだけしか払わないよという現実は見当たらないという判断で良いのでしょうか。

事 務 局  
9 番委員

はい、そのとおりです。

分かりました。

議 長

ほかにございませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長  
6 番委員

はい、小山委員。

標準農作業料金ですが、男と女ということで男女平等なのですが、基本的に男性女性については一緒ですか。

議 長  
事 務 局

はい、局長。

はい、私どもが出している資料については、男性女性を区別しておりません。

(「議長、懇談に入りますでしょうか。」との声あり。)

議 長

はい、懇談に入ります。

議 長

懇談を解きます。

議 長

ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、承認第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。承認第1号については原案のとおり承認いたしました。

議 長

承認第2号 農地法第3条許可の別段面積(下限面積)について、を議題にします。

事 務 局

それでは事務局より、承認第2号の説明をお願いいたします。日高主任。資料55ページをお開きください。

承認第2号は、農地法第3条許可の別段面積(下限面積)について、ご説明します。

平成 21 年 6 月 24 日付けで交付された改正農地法により、下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。

農業委員会で新たに別段面積を設定しない場合、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により下限面積が原則である 50 アールになります。

本町においては、平成 21 年 11 月 16 日に種子島 1 市 2 町の会長・事務局局長会議において、島内統一した下限面積 50 アールを維持し、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応する。すなわち草花等のハウス栽培（高収益作物）で、その経営が集約的に行われる事であると認める場合は、下限面積以下でも考慮することとして、平成 21 年度に承認決定されています。

以上のことから農地法第 3 条第 2 項第 5 号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、平成 30 年度におきましても引き続き下限面積 50 アールとし、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応することとしたいので、承認を求めます。

参考資料としまして、2015 年 農林業センサスのデータ及び本町農家台帳システムのデータによる下限面積試算結果を載せています。

試算の結果、下限面積未滿農家 40%以上を満たしている為、現行どおり下限面積を 50 アールとして設定するところであります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、西田 三郎 委員。

9 番委員 この面積の設定が、県知事からそれぞれの農業委員会へ権限移譲されたということですか。

ということは、それぞれの農業委員会が下限面積を設定していいよということになりますね。

議 長 はい、日高主任。

事務局 ここに書いてますように、農地法の改正によって、そのようになったということです。で、県内の市町村では、そのように独自で下限面積を設定している農業委員会もありますが、本町においては、50 アールとしているところでもあります。

議 長 西田 三郎 委員。よろしいでしょうか。

9 番委員 現実の問題として 50 アールは適正なのかどうかという、根拠みたいなものがあるんですか。

議 長 はい、日高主任。

事務局 農地法上で、北海道については 2 ヘクタール、それ以外のところについては、50 アールというふうに記載されております。

議 長 (「議長、懇談に入りますしょうか。」との声あり。)

議 長 はい、懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、承認第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。承認第2号については原案のとおり承認いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。